



何を検討すべきか (検討テーマ)

どのように規定するか (検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等)

□ 条例の性格と位置づけは？

○ 「〇〇条例」？

・自治基本条例は仮称であり、まず「〇〇基本条例」といった条例の名称を定めることから入るのはいかが

名は体を表す？

B) 「基本条例」という名前はいかがか

位置づけ

どのような条例をめざすのか？

・基本条例の権限はどのあたりまでの「基本」になるのだろうか？

○ 基本条例の権限の規定

○ 自治体の憲法として

自治体の憲法・最高法規として位置づけるかどうか

考え方 = 基本条例
具体的内容 = 個別条例

○ 「川崎市自治創造基本条例」と名称づけ、川崎市総合計画との整合性

条例をつくる目的

B) 何のための条例か、「夢」をかなえるため、どういう生き方、人育て

B) 総合的「夢」とは何か

○ 市政担当者、職員(事務局)に信託、信認するための条件を明確化したものとしての基本条例、信認条例

百年の計！

・10年後、20年後の未来に夢を持てる条例

・「川崎には基本条例がある」ことを誇りにできるように

・日々の暮らし、子供の未来にも喜びや希望が持てるように

・川崎に住むことが誇れるような条例

・明確で生活に密着した条例に

今後の川崎像

B) 持続可能な都市に

B) 環境を大切にす

B) 農業を大切にす

B) 躍いと活力あることを盛り込む

A) 生産のまちから消費のまちへ

B) 道路を(交通)大切にす

B) みんなで教育を推進するまち(こどもを大切に)

B) (福祉)子育て負担を社会で広く分かち合うまち

・市民の、市民による、市民のための憲法

・地方分権時代の最高規範

・市の憲法であり、市のビジョンを表すもの

・自治体の憲法 (ただし市民がつくる(したがって基本理念(前文)が重要)

B) 条例は最高の権威であるべきだ

A) 条例の性格と位置づけ、自治体の憲法というならば景気と時代を超越した普遍的価値を盛り込むべき

最高法規としての規定の仕方

○ 自治体の憲法として、憲法の構成を頭に入れて(首長、市民、議会)

○ 他の条例・規則は「基本条例」の精神に基づくことを明記

A) 既存条例から見て条例を組み立てていく

○ 理念条例として

自治体のあるべき姿や進むべき方向を定めるかどうか

・理念条例として基本理念をもれなく盛り込んだ条例をつくりたい

・市の基本的な考えを明確に

・企業、事業者の社会的責任の明記(環境、人権…)

A) 条例づくりの理念の具体化の為の表現、ルールづくり

A) 理念条例だけに抽象的になり易いので実効性の保障が不可欠

理念を実現する規定づくり

○ 行政運営の条例として

行政運営のあり方を定めるかどうか

○ 行政のプロと一般市民間の専門性、常勤性の差をどう埋めるか、その方策を考えるのが基本条例

・行政サービスのあり方を定める(適正な税金の使い方等)

・手続きを定める

○ システムに不満が届かない

○ (市民と行政の)距離が遠い

○ 縦と横の連携が必要

□ 憲法・法律

・法律と反する条例は可能か

・基本条例で小・中学校の設置基準を規定できないか

○ 「法」は守ることが前提、運営上の基本

□ 総合計画

◇ 総合計画の理念との整合

・総合計画との整合性